

在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、**在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定（毎年1回、10月分から）。**
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大。（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、**現行の28万円から47万円に引き上げ。**）
- ①と②の改正：令和4（2022）年4月1日

改正前(60歳～64歳)

単位:千円

		基本月額（年金月額）						
		5万円	8万円	10万円	13万円	15万円	18万円	20万円
総報酬月額相当額	10万円	50	80	100	130	150	180	190
	15万円	50	80	100	130	140	155	165
	20万円	50	80	90	105	115	130	140
	25万円	40	55	65	80	90	105	115
	30万円	15	30	40	55	65	80	90
	35万円	0	5	15	30	40	55	65
	40万円	0	0	0	5	15	30	40
	45万円	0	0	0	0	0	5	15

改正後(60歳～64歳)

単位:千円

		基本月額（年金月額）						
		5万円	8万円	10万円	13万円	15万円	18万円	20万円
総報酬月額相当額	10万円	50	80	100	130	150	180	200
	15万円	50	80	100	130	150	180	200
	20万円	50	80	100	130	150	180	200
	25万円	50	80	100	130	150	180	200
	30万円	50	80	100	130	150	175	185
	35万円	50	80	100	125	135	150	160
	40万円	50	75	85	100	110	125	135
	45万円	35	50	60	75	85	100	110

◎ <基本月額（年金月額）とは> 老齢厚生年金（年額）を12で割った額です（加給年金は除きます）。

◎ <総報酬月額相当額とは> 月給（標準報酬月額）に、直近1年間の賞与を12で割った額を足した額です。

◎ 年金額が全額停止になる場合以外は、加給年金は全額支給されます。

◎ 在職していることによって、雇用保険の「高年齢雇用継続給付」（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金のいずれか）を受給すると、在職老齢年金による調整に加えて、さらに老齢厚生年金が減額されます（最高で月給の6%相当分）。